

第 6178 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月11日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 退職金を受け取った時

**Q** : 長年勤めた会社を定年で退職しました。退職金を受け取りましたが、確定申告は必要でしょうか？

**A** : 退職所得の受給に関する申告書を提出している場合は、確定申告は必要ありません。

### 【解説】

退職所得の金額は、役員等を除き、原則として、次のように計算します。

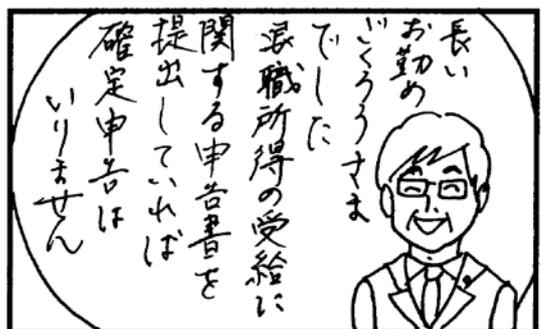
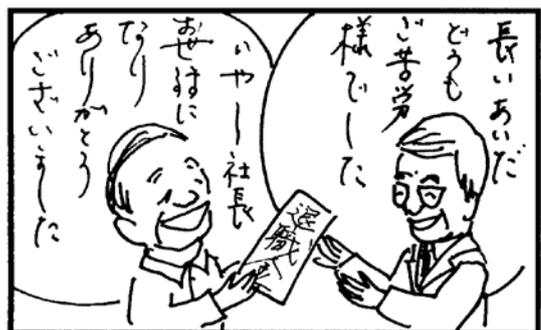
{収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額} × 1/2 = 退職所得の金額

そして、退職所得控除額は、次のように計算します。

- ① 勤続年数(A)が20年以下の場合  
40万円 × A (80万円に満たない場合は80万円)
- ② (A)が20年超の場合  
800万円 + 70万円 × (A - 20年)

退職所得は、原則として、他の所得と分離して所得税額を計算しますが、退職金を受け取った際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している人については、会社が退職所得の金額に応じた所得税等を源泉徴収することとなっていますので、受給者本人は確定申告をする必要はありません。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」の提出しなかった人については、退職金等の支払金額の20.42%の所得税額及び復興特別所得税額が源泉徴収されますので、受給者本人が確定申告を行い所得税額及び復興特別所得税額の精算をすることとなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】